

## いじめ重大事態調査報告書 公表ガイドラインの改訂について

## ○改訂理由

- ・令和6年8月30日に「いじめの重大事態に関するガイドライン」（以下、重大事態ガイドライン）が改訂されたため、その内容に合わせて県の「いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表について」（以下、公表ガイドライン）も改訂を行う。

主な改訂は、以下の4点である。

- いじめの「被害」「加害」児童生徒という表記を「対象」「関係」児童生徒に変更 …全体
- 公表の意義や弊害の考え方に重大事態ガイドラインの内容を記載 …下記表D
- 公表について、必要に応じて、関係者側にも説明や確認をすることを記載 …下記表G
- 個人情報保護の考え方については、個人情報保護法に従う …下記表I J

- ・また、文章全体の表記を統一するため、一部文章を修正した。

## ○変更箇所の詳細

	改訂後	改訂前
A	<p>目次</p> <p>3 公表についての意向確認</p> <p>(1) 対象者側</p> <p>(2) 関係者側</p>	<p>目次</p> <p>3 関係者に対する意向確認</p> <p>(1) 被害者側</p> <p>(2) 加害者側</p>
B	<p>1 公表ガイドラインについて (1頁)</p> <p>本ガイドラインは、岐阜県教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめ__を訴えた児童生徒及びその保護者等（以下「対象者側」という。）や、いじめを行った又はいじめを行った疑いのある児童生徒及びその保護者等（以下「関係者側」という。）に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。</p> <p>岐阜県教育委員会は、本ガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に対応してまいります。</p> <p>※新・重大事態ガイドライン、43頁参照</p>	<p>1 公表ガイドラインについて (1頁)</p> <p>このガイドラインは、岐阜県教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめ被害を訴えた児童生徒及びその保護者等（以下「被害者側」という。）_____ _____ _____に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。</p> <p>岐阜県教育委員会は、このガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じて__ガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に対応してまいります。</p>
C	<p>2 公表についての基本姿勢と意義・弊害 (1頁)</p> <p>(1) 基本姿勢</p> <p>文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「重大事態ガイドライン」</p>	<p>2 公表についての基本姿勢と意義・弊害 (1頁)</p> <p>(1) 基本姿勢</p> <p>文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「_____ガイドライン」</p>

<p>という。)では、<u>調査結果を「公表するか否か</u> <u>については、学校の設置者及び学校として、当</u> <u>該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者</u> <u>の意向、……</u></p> <p>※新・重大事態ガイドライン、40頁参照</p>	<p>という。)では、「<u>調査結果を</u> <u>公表するか否か</u> <u>は、学校の設置者及び学校として、</u> <u>事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者</u> <u>の意向、……</u></p> <p>※旧・重大事態ガイドライン、13頁参照</p>
<p>(2) 意義(目的)と弊害 (1・2頁)</p> <p><u>重大事態ガイドラインでは、公表の意義(目</u> <u>的)として、「調査報告書を公表することについ</u> <u>ては、当該学校やその関係者だけでなく社会に</u> <u>対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生</u> <u>まないようにするとともに、社会全体でいじめ</u> <u>防止対策について考える契機ともなる。」として</u> <u>いるため、岐阜県教育委員会としては、以下の</u> <u>ように考えます。</u></p> <p>① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機 となり、県民と共に、再発 防止を含むいじ め防止対策に資すること</p> <p>② 県民目線に立った開かれた学校づくりを促 進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防 止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげ ること</p> <p>③ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく 事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義と した公正かつ適切ないじめ指導体制の構築 や、教育行政の推進に役立てること</p> <p>④ 第三者機関である審議会の公正性・中立性 を確認し、調査結果の信頼性を保つこと</p> <p>また、公表することによる関係当事者への弊 害として、「<u>他方で、個人が特定されたり、本人</u> <u>が秘匿しておきたい情報が明らかになったりす</u> <u>ることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な</u> <u>発達に影響があってはならない。」として</u> <u>いるため、岐阜県教育委員会としては、以下のよう</u> <u>に考えます。</u></p> <p>① 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧する ことで、個人が特定されたり人間関係の状況 等を知られたりすることになり、関係当事者 の学校や地域での生活に支障が生じること</p> <p>② 当該児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等 との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校 再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、 当事者間の関係修復等の支障となること</p> <p>③ インターネット上での情報拡散とさらなる 投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興</p>	<p>(2) 意義(目的)と弊害 (1・2頁)</p> <p><u>公表の意義(目</u> <u>的)としては、次の点などが考えられます。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機 となり、県民と共に、再発 防止を含むいじ め防止対策に資すること</p> <p>② 県民目線に立った開かれた学校づくりを促 進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防 止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげ ること</p> <p>③ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく 事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義と した公正かつ適切ないじめ指導体制の構築 や、教育行政の推進に役立てること</p> <p>④ 第三者機関である審議会の公正性・中立性 を確認し、調査結果の信頼性を保つこと</p> <p>また、公表することによる関係当事者への弊 害としては、<u>次のような点などが懸念されます。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>① 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧する ことで、個人が特定されたり人間関係の状況 等を知られたりすることになり、関係当事者 の学校や地域での生活に支障が生じること</p> <p>② 当該児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等 との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校 再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、 当事者間の関係修復等の支障となること</p> <p>③ インターネット上での情報拡散とさらなる 投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興</p>

<p>味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害すること</p> <p>④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること</p> <p>※新・重大事態ガイドライン、40頁参照</p>	<p>味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害すること</p> <p>④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること</p>
<p>E</p> <p>(3) 岐阜県教育委員会の方針について (2頁)</p> <p>岐阜県教育委員会は、<u>対象者側</u>の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表します。</p> <p>なお、<u>対象者側</u>の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切であると考えられることから、<u>対象者側</u>が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。</p>	<p>(3) 岐阜県教育委員会の方針について (2頁)</p> <p>岐阜県教育委員会は、<u>被害者側</u>の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表します。</p> <p>なお、<u>被害者側</u>の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切であると考えられることから、<u>被害者側</u>が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。</p>
<p>F</p> <p>3 <u>公表についての意向確認</u> (2頁)</p> <p>(1) <u>対象者側</u></p> <p><u>重大事態ガイドライン</u>にも、「<u>公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要</u>」とあるように、<u>対象者側</u>には、公表についての<u>意義・弊害、岐阜県教育委員会の方針を説明し</u>、公表の意向を確認します。</p> <p>「いじめ」は児童生徒自身の身近な問題であることから、保護者等の意向だけでなく、<u>対象児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、……</u></p> <p>※新・重大事態ガイドライン、43頁参照</p>	<p>3 <u>関係者に対する意向確認</u> (2頁)</p> <p>(1) <u>被害者側</u></p> <p><u>ガイドライン</u>にも、「<u>調査結果を公表する場合には、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと</u>」とあるように、<u>被害者側</u>には、公表について<u>意義・弊害、岐阜県教育委員会の方針</u>、公表の意向を確認します。</p> <p>「いじめ」は児童生徒自身の身近な問題であることから、保護者等の意向だけでなく、<u>被害児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、……</u></p> <p>※旧・重大事態ガイドライン、13頁参照</p>
<p>G</p> <p>(2) <u>関係者側</u> (3頁)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>いじめの具体的内容は、<u>対象者側</u>の情報であると同時に、<u>関係者側</u>の情報という側面もあるため、公表に際しては、<u>調査や公表における対象者側の要望・意向を踏まえて、3(1)と同様に、必要に応じて関係者側等にも説明や確認をします。ただし、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが関係者側</u></p> <p>_____の学校生活や、学校が行う_____</p> <p>_____支援・指導に支障をきたすことが無いよう</p>	<p>(2) <u>いじめたとされる児童生徒及びその保護者等 (以下「加害者側」という。)</u> (3頁)</p> <p><u>ガイドライン</u>には、<u>調査結果を公表する場合における加害者側への説明についての言及はありません。</u></p> <p>いじめの具体的内容は、<u>被害者側</u>の情報であると同時に、<u>加害者側</u>の情報という側面もありますが、公表に際し_____、<u>加害者側の同意を得ることは行いません。</u></p> <p>_____但し、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが、<u>関係加害児童生徒やその他の児童生徒の学校生活や、学校が行う加害児童生徒等への支援や指導に支障をきたすことが無いよう</u></p>

	<p>配慮します。 ※新・重大事態ガイドライン、41・43頁参照</p>	<p>配慮します。 ※旧・重大事態ガイドライン、13頁参照</p>
H	<p>4 公表する場合の公表の仕方及び内容について (3頁) 3 (1) と同様</p> <hr/> <p>に、<u>対象者側</u>に公表の仕方及び公表内容について丁寧に説明・確認し、了解を得た上で公表をします。 ただし、<u>対象者側</u>の希望により、調査の実施自体を外部に対して明らかにしないまま重大事態の調査を行った場合や、<u>対象者側</u>が詳細な調査を望まなかった場合などは、公表できないことがあります。 ※新・重大事態ガイドライン、11・40頁参照</p>	<p>4 公表する場合の公表の仕方及び内容について (3頁) ガイドラインにも「公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。」とあるよう に、<u>被害者側</u>に公表の仕方及び公表内容について丁寧に説明・確認し、了解を得た上で公表をします。 ただし、<u>被害児童生徒・保護者</u>の希望により、調査の実施自体を外部に対して明らかにしないまま重大事態の調査を行った場合や、<u>被害児童生徒・保護者</u>が詳細な調査を望まなかった場合などは、公表できないことがあります。 ※旧・重大事態ガイドライン、2・9・13頁参照</p>
I	<p>(3) 個人情報の取り扱いについて (3・4頁) ア 個人情報の考え方 公表資料における個人情報保護についての考え方については、<u>重大事態ガイドライン</u>で、<u>個人情報保護法</u>や各地方自治体の情報公開条例等に従うこととしています。具体的には、<u>個人情報保護法</u>第78条第2号で、… ※新・重大事態ガイドライン、42・43頁参照</p>	<p>(3) 個人情報の取り扱いについて (3頁) ア 個人情報の考え方 公表資料における個人情報保護についての考え方については、<u>ガイドライン</u>で、<u>各地方自治体の情報公開条例</u>等に従うこととしています。具体的には、<u>岐阜県情報公開条例</u>第6条第1号で、… ※旧・重大事態ガイドライン、14頁参照</p>
J	<p>イ 一般性基準と特定人基準 (4頁) …… このような懸念から、概要版の記載内容は、「<u>特定人基準</u>」を<u>採用</u>しますが、公表の目的に資するよう、公表の範囲が限定的なものにならないよう留意し検討します。<u>そして、個人情報保護法</u>や<u>その他関係法令</u>に基づいて対応し、<u>公表を行うべきではないと判断した部分を除いた部分を適切に整理した上で、報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に概要版を事前に提示するなどして確認をとります。</u> ※新・重大事態ガイドライン、43頁参照</p>	<p>イ 一般性基準と特定人基準 (4頁) …… このような懸念から、概要版の記載内容は、「<u>特定人基準</u>」を<u>勘案</u>しますが、公表の目的に資するよう、公表の範囲が限定的なものにならないよう留意し検討します。 _____ _____ _____ _____</p>
K	<p>(4) 公表する期間 (4頁) 公表期間は、6カ月を基本としますが、公表中に、<u>対象者側</u>の公表に対する意向に変化が生じた場合等、……</p>	<p>(4) 公表する期間 (4頁) 公表期間は、6カ月を基本としますが、公表中に、<u>被害者側</u>の公表に対する意向に変化が生じた場合等、……</p>

### ○改訂版の適用について

改訂版の施行日以降、公開日基準で適用する。

複数の案件を同時に公開する場合、事案の発生日や報告書の完成日によって適用されるガイドラインが異なるのは不合理であるため。

いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する  
重大事態に関する調査報告書の公表について  
（公表ガイドライン）

令和4年4月25日

（令和8年●月●日改訂）

岐阜県教育委員会

1	公表ガイドラインについて	1
2	公表についての基本姿勢と意義・弊害	1
	(1) 基本姿勢	1
	(2) 意義（目的）と弊害	1
	(3) 岐阜県教育委員会の方針について	2
3	公表についての意向確認	2
	(1) 対象者側	2
	(2) 関係者側	3
4	公表する場合の公表の仕方及び内容について	3
	(1) 公表方法について	3
	(2) 公表資料について	3
	(3) 個人情報の取り扱いについて	3
	ア 個人情報保護の考え方	3
	イ 一般人基準と特定人基準	3
	(4) 公表する期間	4
	(参考) 概要版の例	5

## 1 公表ガイドラインについて

本ガイドラインは、岐阜県教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめを訴えた児童生徒及びその保護者等（以下「対象者側」という。）や、いじめを行った又はいじめを行った疑いのある児童生徒及びその保護者等（以下「関係者側」という。）に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。

岐阜県教育委員会は、本ガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に検討してまいります。

## 2 公表についての基本姿勢と意義・弊害

### (1) 基本姿勢

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という。）では、調査結果を「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断すること」とした上で、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」としています。

### (2) 意義（目的）と弊害

重大事態ガイドラインでは、公表の意義（目的）として、「調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。」としているため、岐阜県教育委員会としては、以下のように考えます。

- ① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、県民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- ② 県民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ③ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- ④ 第三者機関である審議会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと

また、公表することによる関係当事者への弊害として、「他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。」としているため、岐阜県教育委員会としては、以下のように考えます。

- ① 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定されたり人間関係の状況等を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること
- ② 当該児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となること
- ③ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起これ、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害すること
- ④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること

### (3) 岐阜県教育委員会の方針について

岐阜県教育委員会は、対象者側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表します。なお、対象者側の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切であると考えられることから、対象者側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。

## 3 公表についての意向確認

### (1) 対象者側

重大事態ガイドラインにも、「公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要」とあるように、対象者側には、公表についての意義・弊害、岐阜県教育委員会の方針を説明し、公表の意向を確認します。

「いじめ」は児童生徒自身の身近な問題であることから、保護者等の意向だけでなく、対象児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認します。

なお、確認にあたっては、どちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とする旨をあらかじめお伝えします。

## (2) 関係者側

いじめの具体的内容は、対象者側の情報であると同時に、関係者側の情報という側面もあるため、公表に際しては、調査や公表における対象者側の要望・意向を踏まえて、3(1)と同様に、必要に応じて関係者側等にも説明や確認をします。ただし、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが関係者側の学校生活や、学校が行う支援・指導に支障をきたすことが無いよう配慮します。

## 4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

3(1)と同様に、対象者側に公表の仕方及び公表内容について丁寧に説明・確認し、了解を得た上で公表をします。

ただし、対象者側の希望により、調査の実施自体を外部に対して明らかにしないまま重大事態の調査を行った場合や、対象者側が詳細な調査を望まなかった場合などは、公表できないことがあります。

### (1) 公表方法について

「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことをいい、県教育委員会公式ホームページへの掲載により公表します。

### (2) 公表資料について

調査報告書の概要をまとめたもの(以下「概要版」という。)を別に作成し、概要版を公表資料とします。

### (3) 個人情報の取り扱いについて

#### ア 個人情報保護の考え方

公表資料における個人情報保護についての考え方については、重大事態ガイドラインで、個人情報保護法や各地方自治体の情報公開条例等に従うこととしています。具体的には、個人情報保護法第78条第2号で、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は、原則として非開示とする旨規定しています。

#### イ 一般人基準と特定人基準

一般人が個人識別できる基準で情報を非開示とする考え方を「一般人基準」と言います。一方、一般人では個人識別ができないものの、特定の関係者であれば個人識別の可能性のある情報も非開示とする考え方が「特定人基準(関係

者基準)」です。

いじめ調査の公表は、当該児童生徒にとっては地域社会の生活を越えて広く大衆の目を向けられることとなります。また、一旦、メディアやネットワークに載ると、出版やインターネットの記録として、永久に残っていくことになり、社会の様々な立場の者から関心を持たれることにつながります。

このような懸念から、概要版の記載内容は、「特定人基準」を採用しますが、公表の目的に資するよう、公表の範囲が限定的なものにならないよう留意し検討します。そして、個人情報保護法やその他関係法令に基づいて対応し、公表を行うべきではないと判断した部分を除いた部分を適切に整理した上で、報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとります。

#### (4) 公表する期間

公表期間は、6カ月を基本としますが、公表中に、対象者側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとします。また、時間の経過とともに、当初は非公表を望む意向に変化が生じることも考えられますが、一旦、公表の有無を決定した後の再検討は、原則として行いません。

附則・令和4年4月25日 策定

・令和6年3月19日 改訂

・令和8年●月 ●日 改訂

(参考) 概要版の例

- 事案の概要、いじめの有無については客観的事実のみを記載

**県立学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（概要版）**

**第1 事案の概要**  
 県立学校（以下「当該学校」という。）に通う〇年生の生徒（以下、当該生徒という）は、……………。

**第2 調査組織について**  
 当該学校いじめ防止等対策第三者委員会（弁護士〇名、学識経験者〇名、臨床心理士〇名 計〇名）

**第3 調査結果について（調査期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）**  
 (1) 被害の申し立て内容と事実認定、いじめの有無  
 【人間関係】当該生徒：A 関係生徒：B～〇

符号	被害の申し立て内容（概要）	事実認定	いじめの有無
①			
②			
③			
④			
⑤			

(2) いじめと〇〇との因果関係  
 ……………。

**第4 当該高校におけるいじめ対策に関する第三者委員会の所見**

1 〇〇〇〇について  
 ……………。

2 〇〇〇〇について  
 ……………。

3 〇〇〇〇について  
 ……………。